

更新制導入に伴う関係法令

水道法第 25 条の 3 の 2

(指定の更新)

第 16 条の 2 第 1 項の指定は、5 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下、この項及び次項において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前 2 条の規定は、第 1 項の指定の更新について準用する。

水道法附則第 3 条

(指定給水装置工事事業者の指定の更新に関する経過措置)

この法律の施行の際現に水道法第 16 条の 2 第 1 項の指定を受けている同条第 2 項に規定する指定給水装置工事事業者の施行日後の最初の新法第 25 条の 3 の 2 第 1 項の更新については、同項中「5 年ごと」とあるのは、「水道法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 92 号）の施行の日（以下この項において、「改正法施行日」という。）の前日から起算して 5 年（当該指定を受けた日が改正法施行日の前日の 5 年前の日以前である場合にあっては、5 年を超えない範囲内において政令で定める期間）を経過する日まで」とする。

水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関**する政令**

(改正法の施行の際に現に指定を受けている指定給水装置工事事業者の指定の有効期間)

第 4 条

改正法附則第 3 条の規定により読み替えられた水道法第 25 条の 3 の 2 第 1 項の政令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 水道法第 16 条の 2 第 1 項の指定を受けた日（以下この条において「指定を受けた日」という。）が平成 10 年 4 月 1 日から平成 11 年 3 月 31 日までの間である場合 1 年

更新制導入に伴う関係法令

- 二 指定を受けた日が平成11年4月1日から平成15年3月31日までの間である場合 2年
- 三 指定を受けた日が平成15年4月1日から平成19年3月31日までの間である場合 3年
- 四 指定を受けた日が平成19年4月1日から平成25年3月31日までの間である場合 4年
- 五 指定を受けた日が平成25年4月1日から平成26年9月30日までの間である場合 5年